第4回
定時株主総会
招集のご通知

思いを預かる。思いをつなぐ。
東京きらぼしFG

開催日時　平成30年６月28日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催場所　きらぼし銀行本店（青山オフィス）
８階会議室
東京都港区南青山三丁目10番43号

第４回定時株主総会会場は、きらぼし銀行本店です。
末尾の「第４回定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

決議事項

第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

目　次

第４回定時株主総会招集のご通知 …… 2
インターネット等による議決権行使のご案内 … 4
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 27
連結計算書類 …… 54
計算書類 …… 57
監査報告書 …… 60
第４回 定時株主総会会場のご案内…… 裏表紙

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
（旧商号：株式会社東京TYフィナンシャルグループ）
証券コード：7173

ごあいさつ



お客さまとともに

「東京きらぼし フィナンシャルグループ」

新たなステージへ

取締役社長

味岡 桂三

皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループでは、子会社の東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京の3行が平成30年5月1日に合併し、「きらぼし銀行」として新たなスタートを迎えることとなりました。これに伴い、当社の商号も「東京TYフィナンシャルグループ」から、「東京きらぼしフィナンシャルグループ」に変更いたしました。合併による銀行名、社名等の変更に際しましては、皆さまにご不便をおかけいたしておりますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

当社グループは「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念のもと、首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1の都市型地銀グループを目指しております。

社会・経済環境がめまぐるしく変化する中、地域のお客さまのニーズは多様化・高度化しております。こうしたニーズに適切にお応えしていくために、お客さまとの「対話」を重視した営業体制の確立を目指してまいります。

今後とも地域の皆さまとともに、3行合併によるシナジー・統合効果を活かしつつ、グループ一体となって地域社会・地域経済の発展に貢献していく所存でございます。引き続き、当社グループへのご支援とご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年６月

(証券コード　7173)
平成30年６月８日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿五丁目９番２号
株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役社長　味　岡　桂　三

第４回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第４回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年６月27日（水曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月28日（木曜日）　午前10時（受付開始午前９時）

２．場　　所　　東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼし銀行　本店（青山オフィス）８階会議室

３．目的事項

報告事項

１．第４期(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第４期(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4．議決権行使についてのご案内



株主総会ご出席による議決権行使

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時	平成30年６月28日（木） 午前10時 （受付開始　午前９時）



郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成30年６月27日（水） 午後５時到着分まで



インターネット等による議決権行使

当社指定の**議決権行使ウェブサイト**（https://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	平成30年６月27日（水） 午後５時まで

詳細は次ページを参照ください

（1）重複行使の取扱い
書面及びインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後に到達した議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

（2）インターネット開示事項について
本招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html）に掲載しておりますので、本招集のご通知の添付書類には掲載しておりません。
なお、本招集のご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

以　上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集のご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
◎開場時間は午前９時でございます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

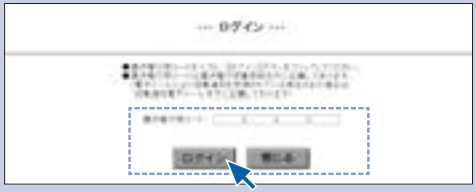
https://www.e-sokai.jp

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

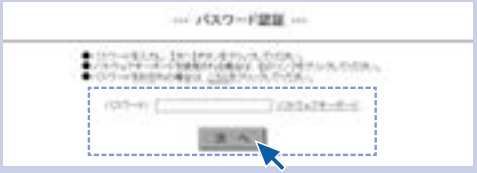
2 インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



3 議決権行使コードを入力し、「ログイン」をクリック



4 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック



5 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前９時～午後９時
（土曜、日曜、祝日も受付）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役８名選任の件

現在の取締役12名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位	
1	坂本（さかもと）　隆（たかし）	再　任	取締役会長	
2	味岡（あじおか）　桂三（けいぞう）	再　任	代表取締役社長	
3	渡邊（わたなべ）　壽信（ひさのぶ）	再　任	代表取締役副社長	
4	北川（きたがわ）　嘉一（よしかず）	再　任	代表取締役副社長	
5	常久（つねひさ）　秀紀（ひでのり）	再　任	取締役	
6	奈良田（ならた）　徹（とおる）	再　任	取締役	
7	三浦（みうら）　隆治（りゅうじ）	再　任	取締役	社外取締役候補者　独立役員
8	髙橋（たかはし）　ゆき	再　任	取締役	社外取締役候補者　独立役員

1 坂本（さかもと） 隆（たかし）

再　任

■**生年月日：**昭和32年６月15日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 5,087株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和55年４月	株式会社東京都民銀行　入行
平成13年６月	同行　茅場町支店長
平成16年７月	同行　日本橋支店長
平成18年７月	同行　融資審査企画部長
平成19年７月	同行　参与 融資審査部長
平成21年６月	同行　取締役 執行役員 融資審査部長
平成21年６月	同行　取締役 執行役員 融資審査本部長
平成23年４月	同行　取締役 執行役員 融資審査本部長 兼 融資管理部長
平成23年６月	同行　常務取締役 融資審査本部長
平成23年７月	同行　常務取締役 融資本部長
平成24年６月	同行　専務取締役 融資本部長
平成24年７月	同行　専務取締役 営業本部長
平成26年６月	同行　取締役副頭取 営業統括部・営業開発部・外為営業部・前給事業部・医療福祉事業部担当
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 グループ戦略部担当
平成28年１月	同社　取締役 営業戦略部担当
平成28年４月	株式会社東京都民銀行　取締役頭取
平成28年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 ビジネス戦略担当
平成29年６月	同社　代表取締役副社長
平成30年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役会長（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

平成26年の当社設立以来、取締役としてグループ戦略やビジネス戦略部門を担当し、審査部門、営業推進部門等、銀行業務全般に関する経験も豊富であります。当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

2 味岡（あじおか） 桂三（けいぞう）

再　任

■**生年月日：**昭和32年４月25日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 2,977株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和56年４月	日本銀行入行
平成16年６月	同行　大分支店長
平成19年８月	同行　金融機構局参事役
平成21年６月	同行　金沢支店長
平成23年５月	株式会社東京都民銀行　入行 同行　執行役員
平成23年６月	同行　執行役員 日本橋支店長
平成24年６月	同行　常務取締役 日本橋支店長
平成24年７月	同行　常務取締役 事務・システム本部長
平成26年６月	同行　専務取締役 システム企画部・事務統括部・市場金融部担当
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 リスク管理部担当
平成28年１月	同社　取締役　リスク管理部、合併準備室担当
平成28年４月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　代表取締役社長 監査部、リスク管理部、合併準備室担当 株式会社東京都民銀行　取締役副頭取 リスク統括部担当 株式会社新銀行東京　取締役（非常勤）
平成28年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　監査（監査部）担当
平成30年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役社長　監査部担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　取締役（現職） (現在に至る)

取締役候補者とする理由

平成26年の当社設立以来、取締役としてグループの経営管理全般に亘る意思決定に重要な役割を果たし、平成28年４月には取締役社長に就任。今後も経営に関する重要課題への対応と重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者としました。

3 渡邊（わたなべ） 壽信（ひさのぶ）

再　任

■生年月日：昭和37年８月16日生

■所有する当社の株式数：普通株式 1,407株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年４月	株式会社東京都民銀行入行
平成18年７月	同行　融資管理部副部長
平成19年７月	同行　融資管理部 融資管理室長
平成21年７月	同行　融資管理部副部長
平成23年６月	同行　融資管理部長
平成24年７月	同行　参与 融資管理部長
平成25年10月	同行　参与 融資統括部長
平成26年６月	同行　執行役員 融資統括部長
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　ゼネラルマネージャー
平成27年６月	株式会社東京都民銀行　執行役員 日本橋支店長
平成28年７月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　営業戦略部部長 株式会社東京都民銀行　執行役員 営業統括部長
平成29年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役　営業戦略部部長 株式会社東京都民銀行　取締役常務執行役員
平成30年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役副社長　事業戦略部担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　取締役頭取（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

平成28年７月に当社グループの営業戦略部門を担当、また、平成29年６月に取締役に就任し経営計画の策定や業務の効率化、新規事業への取組み等を迅速かつ果敢に進めております。平成30年５月には当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の頭取に就任しております。当社グループのビジネス戦略の構築と企業価値向上を図れる人物と考え、取締役候補者としました。

4 北川（きたがわ） 嘉一（よしかず）

再　任

■**生年月日：**昭和36年９月３日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 800株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和59年４月　八千代信用金庫入庫
平成18年10月　株式会社八千代銀行　自由が丘支店長
平成22年４月　同行　府中支店長
平成25年４月　同行　神田支店長
平成26年４月　同行　執行役員 神田支店長
平成28年４月　株式会社東京TYフィナンシャルグループ　営業戦略部長
株式会社八千代銀行　執行役員 営業統括部長
平成29年４月　同行　執行役員　営業推進本部長兼営業統括部長
平成29年６月　株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役　営業戦略部長
株式会社八千代銀行　取締役常務執行役員　営業推進本部長
平成30年５月　株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役副社長
システム統合準備室、合併準備室担当（現職）
株式会社きらぼし銀行　取締役副頭取（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

平成28年４月に当社グループの営業戦略部門を担当、また、平成29年６月に取締役に就任、平成30年５月からはシステム統合準備室等を担当しております。平成30年５月には当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の副頭取に就任しております。当社グループの営業体制構築等で中心的な役割を担うことが期待され、取締役候補者としました。

5 常久（つね ひさ） 秀紀（ひで のり）

再　任

■**生年月日：**昭和38年２月12日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 900株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和62年４月　株式会社三菱銀行入行
平成６年11月　同行　シカゴ支店　アシスタント バイスプレジデント
平成13年２月　プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社　マネージャー
平成16年４月　株式会社新銀行東京入行
平成19年４月　同行　企画グループ 担当部長
平成20年４月　同行　執行役
平成21年６月　同行　執行役員
平成26年６月　同行　取締役執行役員
平成27年６月　同行　代表取締役社長執行役員
平成28年４月　株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役
平成30年５月　株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役
経営企画部、事業戦略部連携推進室担当（現職）
株式会社きらぼし銀行　専務取締役（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

平成28年４月に取締役に就任、平成30年５月からは経営企画部門を担当しており、業務並びに経営の経験も豊富であります。当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

6 奈良田（ならた） 徹（とおる）

再　任

■生年月日：昭和35年７月10日生

■所有する当社の株式数：普通株式 1,600株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年４月　八千代信用金庫入庫
平成20年４月　株式会社八千代銀行　資産査定部長
平成25年４月　同行　審査部長
平成26年10月　株式会社東京TYフィナンシャルグループ　リスク管理部 ゼネラルマネージャー
平成27年４月　株式会社八千代銀行　融資統括部長
平成28年４月　同行　執行役員　融資統括部長
平成29年６月　株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役　リスク管理部担当
株式会社八千代銀行　取締役常務執行役員　融資統括部長
平成30年５月　株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役　リスク管理部担当（現職）
株式会社きらぼし銀行　専務取締役（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

平成26年の当社設立以来、リスク管理部門を担当、また、平成29年６月に取締役に就任し、リスク管理全般における豊富な業務経験を有しております。当社グループのリスク管理において、その経験や知見を活かすことにより、中心的な役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としました。

7 三浦（みうら） 隆治（りゅうじ）

再　任　社外取締役候補者　独立役員

■生年月日：昭和43年５月５日生

■所有する当社の株式数：普通株式 －株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成７年11月	中央監査法人入所（後に、合併により中央青山監査法人に名称変更）
平成13年３月	金融庁監督局へ出向（平成15年10月、同監査法人に復職）
平成16年10月	リーガル・アソシエイツ株式会社　パートナー
平成18年７月	L.A.コンサルティング株式会社　取締役
平成23年６月	株式会社八千代銀行　社外監査役
平成24年６月	青梅信用金庫　監事（員外）（現職）
平成26年６月	株式会社八千代銀行　社外取締役
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外取締役
平成28年４月	株式会社MeUアドバイザーズ　代表取締役（現職）
平成30年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外取締役（現職） （現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

公認会計士としての高度な専門的知識に加え金融行政当局での勤務経験も有しています。また企業経営者としても豊富な経験を有し、同氏の経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映できるものと判断し社外取締役候補者としました。

8 髙橋（たかはし）　ゆき

再　任　社外取締役候補者　独立役員

■生年月日：昭和44年４月25日生

■所有する当社の株式数：普通株式 －株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成15年12月	株式会社ベアーズ入社 同社　専務取締役
平成21年７月	一般社団法人東京ニュービジネス協議会　理事
平成25年８月	一般社団法人全国家事代行サービス協会　副会長（現職）
平成28年10月	株式会社ベアーズ　取締役副社長（現職）
平成29年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外取締役
平成30年４月	一般社団法人東京ニュービジネス協議会　副会長（現職）
平成30年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外取締役（現職） （現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

家事代行サービス事業者の取締役を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し社外取締役候補者としました。

（注）1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 三浦隆治氏、髙橋ゆき氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三浦隆治氏及び髙橋ゆき氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ3年9ヶ月、1年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
　当社と、三浦隆治氏及び髙橋ゆき氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引続き効力を有するものであります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
　当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する責任限度額であります。
5. 当社は、三浦隆治氏及び髙橋ゆき氏が社外取締役に選任された場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の届出を行う予定であります。

第２号議案　監査役４名選任の件

現在の監査役４名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位	
1	真壁（まかべ）　幹夫（みきお）	再　任	常勤監査役	
2	野邊田（のべた）　覚（さとる）	新　任	取締役	
3	稲葉（いなば）　喜子（のぶこ）	再　任	監査役	社外監査役候補者　独立役員
4	東道（とうどう）　佳代（かよ）	再　任	監査役	社外監査役候補者　独立役員

1　真壁（まかべ）　幹夫（みきお）

再　任

■生年月日：昭和31年２月22日生

■所有する当社の株式数：普通株式 800株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和53年４月　八千代信用金庫入庫
平成15年４月　株式会社八千代銀行　総務部次長
平成15年10月　同行　昭島支店長
平成18年４月　同行　経営監査部長
平成24年４月　同行　執行役員 経営監査部長
平成26年４月　同行　執行役員
平成26年６月　同行　常勤監査役
平成28年６月　株式会社東京TYフィナンシャルグループ　常勤監査役
平成30年５月　株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　常勤監査役（現職）
（現在に至る）

監査役候補者とする理由

平成28年６月に当社監査役に就任し、企業監査に関する深い知識・見識及び豊富な経験を有しております。当社グループにおける経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考え、監査役候補者としました。

2 野邊田（のべた） 覚（さとる）

新　任

■**生年月日：**昭和35年８月24日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 1,611株

■**略歴、地位及び重要な兼職の状況**

昭和59年４月　株式会社日本興業銀行入行
平成14年４月　株式会社みずほ銀行　業務企画部次長
平成19年４月　株式会社みずほコーポレート銀行　コンプライアンス統括部次長
平成22年４月　同行　資産監査部長
平成24年４月　株式会社東京都民銀行　外為営業部部長（株式会社みずほコーポレート銀行より出向）
平成25年４月　同行入行　外為営業部長
平成26年６月　同行　取締役 執行役員 事務統括部長
平成28年４月　株式会社東京都民銀行　常務取締役
平成28年６月　株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 リスク管理部担当
平成29年６月　同社　取締役 合併準備室担当
株式会社東京都民銀行　専務取締役
平成30年５月　株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役（現職）
（現在に至る）

監査役候補者とする理由

平成26年の当社設立以来、グループ戦略部門や合併準備室を担当、また、平成28年６月に取締役に就任しリスク管理部門を担当する等、幅広い業務知識を有しております。その経験と知見を活かし、当社グループ経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考え、監査役候補者としました。

3 稲葉（いなば） 喜子（のぶこ）

再　任　社外監査役候補者　独立役員

■生年月日：昭和41年９月28日生

■所有する当社の株式数：普通株式 －株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成５年10月	センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
平成11年７月	金融監督庁検査部（現金融庁検査局）に転籍
平成13年７月	新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）に復職
平成17年10月	稲葉公認会計士事務所開業
平成19年７月	株式会社ＰＡＳ（現株式会社はやぶさコンサルティング）設立　同社　代表取締役（現職）
平成21年９月	株式会社東京国際会計設立　同社　代表取締役（現職）
平成22年11月	はやぶさ監査法人設立　同所　代表社員（現職）
平成26年６月	株式会社八千代銀行　社外監査役 株式会社東和銀行　社外取締役（現職）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外監査役
平成26年12月	税理士法人はやぶさ会計　社員（現職）
平成30年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外監査役（現職） （現在に至る）

社外監査役候補者とする理由

公認会計士としての高度な専門知識及び企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社グループの監査体制に反映していただくため、社外監査役候補者としました。

4 東道　佳代（とうどう　かよ）

再　任　社外監査役候補者　独立役員

■生年月日：昭和45年５月４日生

■所有する当社の株式数：普通株式　－株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成９年４月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 光和総合法律事務所入所
平成14年１月	同事務所パートナー（現職）
平成20年10月	東京地方裁判所民事調停官（非常勤裁判官）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外監査役
平成27年６月	日本郵便輸送株式会社　社外監査役（現職）
平成29年６月	GMOクリックホールディングス株式会社（現 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社） 社外取締役（現職）
平成30年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外監査役（現職） （現在に至る）

社外監査役候補者とする理由

法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、また、弁護士としての専門的な見地から、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行っていただくため、社外監査役候補者としました。

（注）1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稲葉喜子氏、東道佳代氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年9ヶ月となります。
3. 社外監査役候補者との責任限定契約について
当社と稲葉喜子氏、東道佳代氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外監査役に再任された場合は、引続き効力を有する予定であります。
・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する責任限度額であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成29年6月29日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された遠藤賢治氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされておりますので、監査役の法定数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

遠藤（えんどう）　賢治（けんじ）

再　任　補欠監査役候補者

■生年月日：昭和40年５月５日生

■所有する当社の株式数：普通株式　－株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成10年３月	最高裁判所司法研修所修了
平成10年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
平成11年３月	石原総合法律事務所　入所
平成20年１月	遠藤法律事務所開業 （現在に至る）

補欠の社外監査役候補者とする理由

弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠の社外監査役候補者としました。

（注）1. 選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。
2. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 遠藤賢治氏は補欠の社外監査役候補者です。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する責任限度額であります。

第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「金銭報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、平成27年６月26日開催の第１回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の金銭報酬の限度額（年額250百万円以内（うち社外取締役については年額50百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成31年３月末日で終了する事業年度から平成33年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

また、同じ第１回定時株主総会において、上記の金銭報酬枠とは別枠として、当社取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額60百万円以内の範囲で割当てることにつきご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、この新株予約権にかかる取締役の報酬枠を廃止することといたします。

なお、第１号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は６名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び委任契約を締結している執行役員（以下、「子会社役員」といいます。）に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2．本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者となる取締役	社外取締役を除く当社取締役
②	当初信託期間	約３年間
③	②の当初信託期間において、①の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金258百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の取締役に付与されるポイント総数の上限	１事業年度あたり73,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の取締役に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金258百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、前記のとおり子会社役員についても本制度を導入した場合には、子会社役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も、併せて信託します。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、３年を上限と

する期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金86百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり73,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以　上

（ご参考）

1．取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名手続

当社グループは、社外取締役が半数以上を構成する任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選任や報酬の決定に際しての客観性や透明性の確保に努めております。取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名手続は以下のとおりであります。

（1）取締役及び監査役の資格

①当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。

②当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。

（2）取締役及び監査役の指名手続

①当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。

②子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において、検討結果を基に各子銀行の取締役会で審議の上決定しております。

③当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会で審議の上決定しております。

④子銀行の監査役候補者は、子銀行の監査役会の同意を得た上で、子銀行の取締役会で審議の上決定しております。

（3）候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め

「指名・報酬協議会」が、取締役候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

2．社外役員の独立性に関する基準

当社グループは、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。

1．（1）当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であったことがないことを要件に加える。

（2）社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であったことがないこと。

（3）当社グループの役員等（注２）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。

2．当社の主要株主（注３）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。

3．（1）当社グループを主要な取引先（注４）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近３年間においても業務執行者等ではなかったこと。
（2）当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近３年間においても業務執行者等ではなかったこと。
（3）当社グループから一定額（過去３年間の平均で年間1,000万円または、当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4．当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5．現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近３年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6．弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファーム（過去３事業年度の平均で、その連結売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザリー・ファーム）の社員等ではないこと。

7．その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注１）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
（注２）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。
（注３）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
（注４）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の２％以上を基準に判定。

以　上

添付書類

第４期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告

１　当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

①企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当連結会計年度末現在、持株会社である当社の他、株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」といいます。）、株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」といいます。）及び株式会社新銀行東京（以下、「新銀行東京」といいます。）及び株式会社きらぼしコンサルティング（以下、「きらぼしコンサルティング」といいます。）を含む連結子会社13社及び関連会社（持分法適用関連会社）２社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの幅広いサービスを提供しております。

なお、東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京の３行は平成30年５月１日に合併し、株式会社きらぼし銀行（以下、「きらぼし銀行」といいます。）となっており、同時に当社は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに商号変更しております。この結果、本事業報告書提出日現在、当社グループは持株会社である当社の他、きらぼし銀行及びきらぼしコンサルティングを含む連結子会社11社及び関連会社（持分法適用関連会社）２社で構成される企業集団となっております。

②金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が持続し、設備投資の堅調な増加や個人消費の持ち直しがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。また、先行きについては、海外経済･市場動向等のリスク要因はあるものの、底堅い内外需を背景とした景気回復の継続が見込まれております。

当社グループの主な営業エリアである東京圏の中小企業の景況は、外国人観光客の増加によるインバウンド需要の拡大、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた需要の本格化や、都心部の再開発による建設投資の活発化等により、全体として緩やかに改善しております。一方で、人手不足の深刻化に伴う生産への影響や受注機会損失、人件費や原材料価格、輸送費等のコスト上昇への対応が主要な課題となっております。

③企業集団の事業の経過及び成果

こうした経済環境の下、当社グループは、持株会社方式での経営統合を一歩進め、競争力強化、経営効率化のさらなる進展を図るため、平成30年５月１日を効力発生日とする、傘下３行の合併に向け、準備を進めてまいりました。また、「真の金融仲介機能の発揮による課題解決や本業支援の実践」、「専門性の発揮によるコンサルティング機能の提供」、「幅広いネットワークの構築による新しい価値提供や新事業領域の発掘」、「中長期的視野に立った経営体制の強化」の４つを全体戦略に掲げ、さまざまな取組みを実施しております。

１つ目の「真の金融仲介機能の発揮による課題解決や本業支援の実践」では、平成29年５月に公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」といいます。）や川崎市等との共催による「知的財産マッチング会」を開催し、東京都内及び川崎市内の中小企業の皆さまに、大企業や研究開発機関等の開放特許を紹介する場をご提供するなど、ビジネスマッチングの取組強化に努めました。また、同年８月に公立大学法人首都大学東京と「産学連携による中小企業支援に関する協定」を締結し、地域中小企業の課題解決を産学連携により支援する体制を構築いたしました。更に、平成30年２月には厚生労働省東京労働局と「包括連携に関する協定」を締結し、中小企業の皆さまの働き方改革や生産性向上に向けた取組みの支援強化を図ってまいりました。

２つ目の「専門性の発揮によるコンサルティング機能の提供」では、平成29年４月に、当社グループのコンサルティング業務の強化を目的として株式会社きらぼしコンサルティングを発足させ、銀行取引とは独立したより高度で専門性の高いアドバイスにより、事業承継やM＆Aに関するニーズへの対応や事業拡大のためのビジネスマッチングの実施等を通じて、お客さまへの付加価値の提供に努めてまいりました。また同年４月から、当社子会社にて取扱っている「公共工事代金債権信託（コントラスト）」について、台東区・目黒区・中野区及び川崎市が発注する公共工事を利用対象に追加したことに加え、６月からは不動産管理信託の取扱いを開始し、信託機能の充実を図りました。更には、同年７月の公社や川崎市と共催した「海外展開支援セミナー」の開催等による中小企業の皆さまの海外ビジネスのサポートや、同年10月の「東京神奈川イノベーション応援１号投資事業有限責任組合（略称：ＴｏＫＩめき応援１号ファンド）」の組成や株式会社日本政策金融公庫と連携した創業支援融資「きらぼし創業サポート」の取組開始等による創業支援にも注力してまいりました。

３つ目の「幅広いネットワークの構築による新しい価値提供や新事業領域の発掘」では、引き続き「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づく東京都や関連団体との連携や、他の金融グループ等との連携施策を展開してまいりました。具体的には、平成29年５月の株式会社日本政策投資銀行との「女性起業家支援セミナー」の共催や、同年９月の公社及び地方独立行政法人東京都産業技術研究センターとの共催による「事業承継セミナー」、公益財団法人東京しごと財団との同年９月から平成30年１月の間、４回にわたり実施した企業交流会、平成29年11月に共催した「人材確保支援セミナー」、合同企業説明会「とうきょうＪＯＢフェスタ」等に参加してまいりました。また、当社グループで取扱っている「前給サービス」のプラットフォーム及びノウハウを活用したフィンテックビジネス進出への足がかりとして、平成29年11月にきらぼしテック株式会社を設立いたしました。

４つ目の「中長期的視野に立った経営体制の強化」では、平成29年７月に東京都民銀行六本木事務センターと八千代銀行動坂事務センターを集約し、新たに共同事務センターである滝野川事務センターを設置いたしました。同年８月には、東京都民銀行錦糸町支店をブランチ・イン・ブランチ方式により城東支店内に移転すると共に錦糸町駅北口オフィスを開設いたしました。また、同年９月に東京都民銀行本店を港区南青山に移転し、グループの本部機能を部門毎に青山オフィスと新宿オフィス

に集約するなど、合併後の体制を見据えた業務運営、執行体制等の効率化を進めてまいりました。更に、「お客さまに真に選ばれ信頼される人材の育成」の実現に向け、自ら進んで変革に挑戦する人材育成のためのプロジェクトにも取組んでまいりました。

当社グループは、統合効果を最大限に発揮し、東京圏の地域金融の担い手として一層真価を発揮すべく、お客さま本位の業務運営を更に発展させてまいります。

当社グループの連結業績につきましては、以下の通りとなりました。

貸出金の期末残高は、中小企業向け貸出金を中心に増加し、前年同期比547億円増の３兆6,761億円となりました。また、預金の期末残高は、前年同期比654億円減少の４兆6,521億円となりました。

連結経常収益は、前年同期比４億円減少し826億円となりましたが、マイナス金利政策の影響等により資金運用利回りの低下傾向が続きました。連結経常費用は、合併に関する費用の計上等により前年同期比31億円増加の778億円となりました。その結果、連結経常利益は前年同期比35億円減少の47億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に計上した新銀行東京との経営統合に伴う負ののれん発生益194億円の剥落等もあり、前年同期比218億円減少の36億円となりました。

また、当連結会計年度の普通株式の配当につきましては、１株当たり60円（中間配当30円実施済、期末配当30円）を実施することといたしました。

主要な子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【東京都民銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成28年度	平成29年度	増　減
コア業務純益	73	66	△6
与信費用	29	12	△16
有価証券関係損益	11	4	△7
経常利益	47	28	△18
当期純利益	27	21	△5
（連結）			
経常利益	40	19	△21
親会社株主に帰属する当期純利益	17	10	△7

	平成28年度	平成29年度	増　減
貸出金	18,379	18,601	222
預金	23,122	23,159	37

【八千代銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成28年度	平成29年度	増　減
コア業務純益	52	49	△2
与信費用	17	16	△0
有価証券関係損益	11	9	△2
経常利益	42	32	△9
当期純利益	37	26	△11
(連結)			
経常利益	39	29	△10
親会社株主に帰属する当期純利益	33	19	△14

	平成28年度	平成29年度	増　減
貸出金	15,526	16,052	526
預金	21,491	21,171	△319

【新銀行東京の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成28年度	平成29年度	増　減
コア業務純益	18	25	6
与信費用	△16	△7	9
有価証券関係損益	2	1	△0
経常利益	31	23	△8
当期純利益	30	23	△7

	平成28年度	平成29年度	増　減
貸出金	2,305	2,108	△197
預金	2,975	2,698	△277

④企業集団の対処すべき課題

今後を展望いたしますと、当社グループの営業エリアである東京圏においては、高齢化の進展に伴い、相続や中小企業の事業承継に関するニーズが拡大し、また、地方の高齢化や人口減少を背景に、地方から東京圏への企業の進出、人口の流入が続くものと予想しております。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、道路・鉄道等の交通インフラや宿泊施設等の大規模な再開発が見込まれるほか、訪日外国人の増加やそれに伴う消費の拡大等、幅広い業種に追い風が吹くものと考えております。

東京圏では、こうしたビジネスチャンスが拡大する一方、他金融機関の東京圏への積極的な業務展開もあり、当社グループの営業エリア内での競争は、今後さらに激化していくことが見込まれます。また、日本銀行によるマイナス金利政策の継続は、当社グループの収益にも少なからず影響を与えており、収益力向上に向けた取組みの強化が求められる状況になっております。

当社グループが、こうした外部環境の下でビジネスチャンスを業績につなげ、持続的な成長・発展を遂げるためには、子会社３行の合併によるシナジー・統合効果を最大限発揮すると共に、お客さま本位の営業体制を更に発展させることにより、お客さまとの質の高い接点を持ち、お客さまのニーズを的確に把握し、お客さま満足度の向上につなげることで、他の金融機関との差別化を図っていくことが喫緊の課題であると考えております。

こうした認識の下、当社グループでは、平成30年５月より３年間の中期経営計画「スタートアップ☆きらぼし」をスタートさせております。本中期経営計画では、①「東京圏の新型タイプの都市型地銀」の創造、②東京圏の発展に当社グループが貢献していく決意、③「チャレンジ＆スピード」をベースとした起業家精神をコンセプトとしております。お客さま、地域、投資家、職員との「質」の高い接点を持ち、皆さまの満足度向上につながる「対話」を起点としたビジネスモデルの構築により、「金融にも強い総合サービス業」を目指してまいります。

具体的には、お客さまとの効果的な接点を実現するための「地域本部制」の導入や、東京都や川崎市をはじめとする地方公共団体や関連団体、他の金融グループ、当社グループ企業であるきらぼしコンサルティング等との連携による本業支援やコンサルティング営業の展開、事業性評価融資や創業者・起業家の皆さまをサポートする創業支援の取組みの更なる強化等を進めてまいります。こうした取組みにより、お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまからファーストコールをいただき、結果としてお客さまとの共通価値を創造することができる営業体制を構築してまいります。

また、業務の効率化により、お客さまと「対話」する時間を創出するための業務改革プロジェクトの推進や、合併後の近隣店舗を中心としたブランチ･イン･ブランチの取組み、地域の特性に合わせた店舗体制等により、戦略的な店舗ネットワークの構築を進めてまいります。平成32年度上期には、更なる統合効果の発揮に向け、システム統合を行う計画です。

こうした施策の実行にあたっては、お客さまから信頼され、お客さまの立場に立って“考動”でき、その結果として成功を体現できる人材「きらぼしびと」の育成に向けた人材育成プログラムを実施してまいります。

また、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員の知見も活用した上で監督機能の強化を進め、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。

この間、平成30年２月に子会社の元行員による現金着服事件が発覚しました。このような事態を招いたことについて役職員一同深く反省し、お取引いただいているお客さま、株主の皆さま並びに地域の方々にご迷惑とご心配をお掛けした事を心よりお詫び申し上げます。

今後とも、法令遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、再発防止に向け内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて取組んでまいります。更に、地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努め、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めてまいります。

平成30年５月１日の合併に際し発生した、振込みにかかる入金遅延等の不具合に関して、お客さまをはじめとする皆さまに、多大なご迷惑ご不便をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。かかる事態を役職員一同、重く受け止めております。

当社グループは、このような事態を引き起こしたことを真摯に反省し、今後再び同様の事態を生じさせないという決意のもと、役職員一同、お客さまの信頼回復に向けて全力で取組んでまいります。

当社の子会社である３行は５月１日に合併し、きらぼし銀行として新たなステージに移行しました。今後とも３行合併によるシナジー・統合効果の最大限の発揮を図りつつ、企業価値の更なる向上に向け、役職員一丸となり全力で取組んでまいります。皆さまにおかれましては、従来にも増して当社グループへのあたたかいご支援とご愛顧をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	650	795	830	826
経常利益	118	144	83	47
親会社株主に帰属する当期純利益	572	94	255	36
包括利益	705	23	233	99
純資産額	2,025	2,032	2,833	2,910
総資産	49,438	51,125	55,773	54,827

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成26年10月１日付で東京都民銀行と八千代銀行の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、東京都民銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成26年度の連結経営成績は、取得企業である東京都民銀行の平成26年度の経営成績を基礎に、八千代銀行の平成26年10月１日から平成27年３月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。
3. 平成28年度より新銀行東京を当社の連結子会社とし、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を当社の持分法適用関連会社としております。
4. 平成29年度より東京都民銀行が新たに設立した子会社、きらぼしテック株式会社を当社の連結子会社としております。また同行の子会社である株式会社とみん経営研究所は、当社が直接出資する完全子会社となり、株式会社きらぼしコンサルティングに商号を変更しております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
営業収益	23	29	32	33
受取配当金	18	18	21	21
銀行業を営む子会社	18	18	21	21
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	1,957百万円	1,961百万円	2,126百万円	2,187百万円
１株当たり当期純利益	円　銭 66　99	円　銭 67　47	円　銭 62　52	円　銭 64　5
総資産	1,417	1,419	1,960	1,961
銀行業を営む子会社株式等	1,348	1,348	1,935	1,934
その他の子会社株式等	—	—	1	1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	3,116人	183人	3,216人	162人

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

東京都民銀行

	当年度末	前年度末
東京都	73店 (うち出張所 5)	73店 (うち出張所 5)
神奈川県	2 (—)	2 (—)
埼玉県	2 (—)	2 (—)
千葉県	1 (—)	1 (—)
合計	78 (5)	78 (5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を10ヵ所、京王電鉄駅構内のATMを22駅に設置しております。

八千代銀行

	当年度末	前年度末
東京都	50店 (うち出張所 3)	50店 (うち出張所 3)
神奈川県	34 (2)	34 (2)
埼玉県	1 (—)	1 (—)
合計	85 (5)	85 (5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を21ヵ所設置しております。

新銀行東京

	当年度末	前年度末
東京都	1店 (うち出張所 —)	1店 (うち出張所 —)
合計	1 (—)	1 (—)

ロ　その他の事業

会　社　名	主要な営業所等
当社	本社（東京都新宿区）
株式会社きらぼしコンサルティング	本社（東京都千代田区）
八千代サービス株式会社	本社（東京都新宿区）
とみん信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
八千代ビジネスサービス株式会社	本社（東京都北区）
都民銀商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国上海市）
きらぼしテック株式会社	本社（東京都港区）
八千代信用保証株式会社	本社（神奈川県相模原市）
株式会社八千代クレジットサービス	本社（東京都豊島区）
とみんコンピューターシステム株式会社	本社（東京都千代田区）
とみんカード株式会社	本社（東京都台東区）
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	本社（神奈川県横浜市）
東京TYリース株式会社	本社（東京都千代田区）

（注）平成29年11月１日付で、きらぼしテック株式会社が新たに当社の連結子会社となっています。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀　行　業	そ　の　他	合　　計
設　備　投　資　の　総　額	12,993	30	13,023

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事　業　別	会　社　名	内　　容	金　　額
銀　行　業	株式会社東京都民銀行	新本店建築関連	6,250
		ソフトウエア	179
	株式会社八千代銀行	滝野川ビル（事務センター、支店）	1,380
		神田支店/新店舗	112

ハ　重要な設備の除去等

（単位：百万円）

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社東京都民銀行	軽井沢保養所/売却	170
	株式会社八千代銀行	西池袋支店/旧店舗（土地・建物）	609

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社東京都民銀行	東京都港区南青山３－10－43	銀行業	昭和26年12月12日	百万円 55,620	% 100.00
株式会社八千代銀行	東京都新宿区新宿５－９－２	銀行業	昭和29年１月８日	百万円 43,734	% 100.00
株式会社新銀行東京	東京都新宿区西新宿１－21－１	銀行業	平成16年４月１日	百万円 20,000	% 100.00
株式会社きらぼしコンサルティング	東京都千代田区神田小川町３－３	地域企業及び地域住民に対する経営、家計、不動産等に関する相談業務、有価証券の取得及び保有並びに売買	昭和59年７月10日	百万円 50	% 100.00
八千代サービス株式会社	東京都新宿区新宿５－９－２	建物の清掃、保守管理業務、広告宣伝用品等の調達・管理業務	昭和50年１月23日	百万円 10	% (100.00)
とみん信用保証株式会社	東京都千代田区神田小川町３－３	住宅ローン等の保証業務	昭和52年７月21日	百万円 760	% (100.00)
八千代ビジネスサービス株式会社	東京都北区滝野川３－１－１	メール、回金、事務集中業務	平成元年８月31日	百万円 10	% (100.00)
都民銀商務諮詢（上海）有限公司（Tomin Business Consulting Shanghai Co., Ltd.）	中国上海市黄浦区淮海中路918号久事復興大廈24ーＣ１室	企業管理コンサルティング業務、貿易情報コンサルティング業務、投資コンサルティング業務	平成21年８月６日	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
きらぼしテック 株式会社	東京都港区 南青山３－10－43	フィンテックを活用したサービスの開発と提供	平成29年 11月１日	百万円 50	% (100.00)
八千代信用保証 株式会社	神奈川県相模原市 中央区相模原４－６－１	住宅ローン等の保証業務	昭和58年 11月30日	百万円 342	% (98.38)
株式会社 八千代クレジットサービス	東京都豊島区 東池袋２－61－３	クレジットカード業務	平成３年 ４月12日	百万円 30	% (98.07)
とみんコンピューター システム株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	電子計算機による情報処理業務の受託、電子計算室運営管理の受託	昭和55年 １月29日	百万円 20	% (73.00)
とみんカード株式会社	東京都台東区 東上野１－７－15	クレジットカード業務	平成元年 ９月25日	百万円 30	% (73.00)
スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい３－１－１	投資信託委託業務	平成26年 11月25日	百万円 300	% 15.00
東京TYリース 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	総合リース業	昭和50年 ６月５日	百万円 305	% (35.50)

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の(　　)欄は、間接議決権比率であります。
3. 都民銀商務諮詢（上海）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 平成29年４月３日付で、株式会社東京都民銀行の子会社である株式会社とみん経営研究所は、当社が直接出資する完全子会社となり、株式会社きらぼしコンサルティングに商号変更しております。
5. 平成29年11月１日付で、当社の連結子会社である株式会社東京都民銀行が100%出資するきらぼしテック株式会社を設立し、新たに当社の連結子会社となっております。
6. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載しておりません。
7. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社と東京TYリース株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。
8. 平成30年５月１日付で、株式会社八千代銀行を存続会社、株式会社東京都民銀行及び株式会社新銀行東京を消滅会社とする、３行による吸収合併を行い、同日付で株式会社八千代銀行の商号を株式会社きらぼし銀行に商号変更しております。
9. 平成30年５月１日付で、八千代サービス株式会社は、きらぼしサービス株式会社に商号変更しております。
10. 平成30年５月１日付で、八千代ビジネスサービス株式会社は、きらぼしビジネスサービス株式会社に商号変更しております。

11. 平成30年５月１日付で、株式会社八千代クレジットサービスは、株式会社きらぼしクレジットサービスに商号変更しております。
12. 平成30年５月１日付で、とみんカード株式会社は、きらぼしJCB株式会社に商号変更しております。
13. 平成30年５月１日付で、東京ＴＹリース株式会社は、東京きらぼしリース株式会社に商号変更しております。

重要な業務提携の概況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社である東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の３行は、平成30年５月１日に合併し、株式会社きらぼし銀行となりました。また、これに伴い、グループ内における商号の統一性を確保することを目的として、同日付にて、当社商号を株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに変更しております。

2　会社役員に関する事項
(1) 会社役員の状況

（平成29年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
味岡桂三	代表取締役社長 監査部 担当	株式会社東京都民銀行 取締役副頭取（代表取締役） 株式会社新銀行東京 取締役（非常勤・非業務執行）	
田原宏和	代表取締役副社長	株式会社八千代銀行 取締役頭取（代表取締役）	
坂本　隆	代表取締役副社長	株式会社東京都民銀行 取締役頭取（代表取締役）	
小林秀郎	取締役 経営企画部 担当	株式会社八千代銀行 専務取締役	
野邊田覚	取締役 合併準備室 担当	株式会社東京都民銀行 専務取締役	
常久秀紀	取締役	株式会社新銀行東京 代表取締役社長執行役員	
北川嘉一	取締役 営業戦略部長	株式会社八千代銀行 取締役常務執行役員	
渡邊壽信	取締役 営業戦略部部長	株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員	
奈良田徹	取締役 リスク管理部 担当	株式会社八千代銀行 取締役常務執行役員	
中村　靖	取締役（社外取締役）	株式会社はとバス 代表取締役社長 株式会社シーライン東京 取締役	
三浦隆治	取締役（社外取締役）	三浦公認会計士事務所 公認会計士 青梅信用金庫 監事（員外） 株式会社MeUアドバイザーズ 代表取締役	
髙橋ゆき	取締役（社外取締役）	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長	
片山寧彦	常勤監査役		
真壁幹夫	常勤監査役		
稲葉喜子	監査役（社外監査役）	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 株式会社東京国際会計 代表取締役 はやぶさ監査法人 代表社員 株式会社東和銀行 社外取締役 税理士法人はやぶさ会計 社員	
東道佳代	監査役（社外監査役）	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役	

(注) 1. 取締役中村靖氏、取締役三浦隆治氏、取締役髙橋ゆき氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役中村靖氏、取締役三浦隆治氏、取締役髙橋ゆき氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(ご参考)

平成30年５月１日付で、次の地位及び担当並びに重要な兼職の変更がありました。

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
坂　本　　隆	取締役会長		
味　岡　桂　三	代表取締役社長 監査部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役	
渡　邊　壽　信	代表取締役副社長 事業戦略部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役頭取（代表取締役）	
北　川　嘉　一	代表取締役副社長 システム統合準備室・ 合併準備室 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取（代表取締役）	
常　久　秀　紀	取締役 経営企画部・ 事業戦略部連携推進室 担当	株式会社きらぼし銀行 専務取締役（代表取締役）	
奈良田　　徹	取締役 リスク管理部 担当	株式会社きらぼし銀行 専務取締役	
田　原　宏　和	取締役	株式会社きらぼし銀行 取締役会長	
小　林　秀　郎	取締役		
野邊田　　覚	取締役		

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　分	支給人数	報酬等		
			月額報酬	ストック・オプション
取　締　役	14名	99	74	25
監　査　役	4名	49	49	―
計	18名	148	123	25

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役及び監査役の報酬については、平成27年６月26日開催の第１回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内)、監査役の報酬等の額を年額80百万円以内と決議いただいております。
3. 株式報酬型ストック・オプションは、同株主総会において、前記の年額250百万円とは別枠にて、取締役に対し年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記支給人数には、平成29年６月29日開催の第３回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含めております。

①役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬を決定するに当たっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、短期的業績に加え中長期的な業績向上への貢献意欲も高めることを目的としております。

また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社及び当社の主要子会社として適切な水準を決定することとしております。

イ．報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、当社の株価と連動する報酬として、業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とする「株式報酬型ストック・オプション」としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から株式報酬型ストック・オプションの対象となっておりません。

ロ. 手続

・当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。
「指名・報酬協議会」は、取締役１名及び社外取締役２名にて構成し、委員長は社外取締役が務めております。

・ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、形式面及びプロセスの妥当性を含め、当社及び子銀行の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。
子銀行取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に子銀行の取締役会で決定しております。
なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
中村　靖（社外取締役） 三浦隆治（社外取締役） 髙橋ゆき（社外取締役） 稲葉喜子（社外監査役） 東道佳代（社外監査役）	当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
中　村　　靖 (取　締　役)	株式会社はとバス　代表取締役社長 株式会社シーライン東京　取締役
三　浦　隆　治 (取　締　役)	三浦公認会計士事務所　公認会計士 青梅信用金庫　監事（員外） 株式会社MeUアドバイザーズ　代表取締役
髙　橋　ゆ　き (取　締　役)	株式会社ベアーズ　創業者　取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会　副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会　副会長
稲　葉　喜　子 (監　査　役)	稲葉公認会計士事務所　公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 株式会社東和銀行　社外取締役 税理士法人はやぶさ会計　社員
東　道　佳　代 (監　査　役)	光和総合法律事務所 パートナー　弁護士 日本郵便輸送株式会社　社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社　社外取締役

(注) 1. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。
2. 社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所には、当社の子会社でありますきらぼし銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
3. その他の兼職先と当社の間では、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
中　村　　靖 (取　締　役)	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席	取締役会において、東京都の事業に関する幅広い知見と、一般事業会社の経営者としての経験から、審議に必要な発言や提言を行っております。
三　浦　隆　治 (取　締　役)	3年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席	取締役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
髙　橋　ゆ　き (取　締　役)	0年9ヶ月	選任後開催された取締役会13回のうち12回出席	取締役会において、一般事業会社の創業・経営者としての経験から、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
稲　葉　喜　子 (監　査　役)	3年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席、監査役会13回全てに出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。
東　道　佳　代 (監　査　役)	3年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席、監査役会13回のうち12回出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	36	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4　当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第１回第一種優先株式	5,000千株
	第２回第一種優先株式	5,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
発行済株式の総数	普通株式	30,650千株
	第１回第一種優先株式	750千株
	第二種優先株式	2,000千株
		(自己株式180千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	30,156名
第１回第一種優先株式	1名
第二種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,327 千株	7.63 %
三井住友信託銀行株式会社	2,290	7.51
東京都	1,197	3.93
東京ＴＹフィナンシャルグループ従業員持株会	878	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	816	2.67
株式会社みずほ銀行	715	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口５)	509	1.67
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	467	1.53
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	465	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口４)	393	1.29

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

第１回第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	750 千株	100.00 %

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京都	2,000 千株	100.00 %

5　当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社である東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額（新株予約権１個当たり）	行使価額（株式１株当たり）	行使期間
第１回新株予約権	平成27年８月３日	120個	普通株式 12,000株	388,100円	１円	平成27年８月３日から平成57年８月２日まで
第２回新株予約権	平成28年８月１日	220個	普通株式 22,000株	269,500円	１円	平成28年８月１日から平成58年７月31日まで
第３回新株予約権	平成29年８月１日	151個	普通株式 15,100株	279,500円	１円	平成29年８月１日から平成59年７月31日まで

（1）事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数	保有個数
第１回新株予約権	44個	普通株式　4,400株	６名	44個
第２回新株予約権	101個	普通株式　10,100株	７名	101個
第３回新株予約権	90個	普通株式　9,000株	９名	90個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

① 当社の使用人に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

② 子会社の取締役（社外取締役を除く）に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	交付人数	交付個数
第３回新株予約権	61個	普通株式　6,100株	７名	61個

③ 子会社の使用人に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員　南　波　秀　哉 指定有限責任社員 業務執行社員　窪　寺　　信 指定有限責任社員 業務執行社員　日 下 部 恵 美	17	当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査活動実績と計画などについて関連部署からヒアリング等を行ない、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第１項の同意を行なっております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、163百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ　当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社および子法人等

該当ありません。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8　業務の適正を確保する体制

内部統制基本方針につきましては、取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

1.　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。

(2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。

(3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。

(4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。

(5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。

(6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。

(7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。

(2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

(3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。

(4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。

(5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。

(2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。

(3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経

営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。

(2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。

(4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第８条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性並びに株主共同の利益を確保する。

(5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。

(6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。

(7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。

(2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。

(2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

【内部統制の運用状況の概要】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、お客さまの保護、利便性の向上、利益相反管理、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引未然防止管理に係る体制を各々整備し、適切に運用しています。

・当社は、コンプライアンス基本方針やコンプライアンス基本規程に基づき、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、具体的施策を実施しています。平成29年度はコンプライアンス委員会を３回開催するなどにより、グループ全体のコンプライアンス遵守状況を適切に把握・管理しています。

・当社監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に把握し、監査結果を取締役会へ報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等を作成し、適切に保存しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、グループリスク管理基本方針及び統合的リスク管理規程等を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ全体としての各種リスクの的確な管理を実施しています。また、内部監査部門による統合的リスク管理態勢の監査等を通じて、当社グループのリスク管理態勢の充実整備に努めています。平成29年度は、リスク管理委員会を16回開催した他、危機発生時に備え業務継続に係わる訓練を実施しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を適切に監督しています。平成29年度は、取締役会を16回開催し、当社グループの経営戦略やコーポレートガバナンス態勢等について、適切な審議を実施しました。

・また、取締役会の下に取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週１回開催するほか必要に応じて随時開催しており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けています。平成29年度は、経営会議を37回開催し、業務執行状況等について適切な審議を行いました。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社では、グループ経営管理規程等を策定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保しています。

・グループ内の他の部門から独立した監査部が、内部監査に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社の業務運営について検証等を行っています。

・当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針等に基づき適切な運用及び評価を実施しています。

・当社及びグループ会社は、関連当事者間取引管理に関する基本方針等を定め、グループ会社間等との取引について適切に管理しています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

・当社は、業務執行部門から独立した専任の使用人（以下「補助者」）が監査役の職務を補助しています。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

・補助者の異動・評価等は、監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社では監査役報告規程を定め、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告することとしています。
なお、監査役等へ上記報告をした者に対し、当該報告を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととしています。

・当社及び子会社監査部は監査役と定期的に意見交換を実施し、内部監査結果の課題及び監査役監査の状況について意見交換をしています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社監査役は監査役監査基準に従い取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要な会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。また、代表取締役並びに他取締役（社外取締役含む）、子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しています。なお監査役会においては、必要に応じて、社内各部署が出席し情報の提供及び報告を受けています。

9　特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社東京都民銀行
東京都港区南青山三丁目10番43号
株式会社八千代銀行
東京都新宿区新宿五丁目９番２号
株式会社新銀行東京
東京都新宿区西新宿一丁目21番１号 明宝ビル

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

株式会社東京都民銀行	96,846百万円
株式会社八千代銀行	52,909百万円
株式会社新銀行東京	43,719百万円
合計	193,474百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

196,124百万円

10　親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11　会計参与に関する事項

該当ありません。

12　その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結計算書類

第４期末 (平成30年３月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	377,636
コールローン及び買入手形	1,264
買入金銭債権	55,650
商品有価証券	707
有価証券	1,208,629
貸出金	3,676,146
外国為替	13,556
その他資産	84,062
有形固定資産	59,627
建物	19,600
土地	34,216
リース資産	1,780
建設仮勘定	1,240
その他の有形固定資産	2,789
無形固定資産	2,365
ソフトウェア	1,421
リース資産	94
その他の無形固定資産	848
退職給付に係る資産	18,391
繰延税金資産	5,184
支払承諾見返	5,677
貸倒引当金	△ 26,195
資産の部合計	5,482,704

科目	金額
(負債の部)	
預金	4,652,109
譲渡性預金	9,540
コールマネー及び売渡手形	58,937
債券貸借取引受入担保金	357,265
借用金	73,558
外国為替	224
信託勘定借	53
その他負債	25,167
賞与引当金	2,140
退職給付に係る負債	2,845
役員退職慰労引当金	67
ポイント引当金	58
利息返還損失引当金	8
睡眠預金払戻損失引当金	1,185
システム解約損失引当金	200
事業譲渡損失引当金	194
偶発損失引当金	612
繰延税金負債	1,837
支払承諾	5,677
負債の部合計	5,191,683
(純資産の部)	
資本金	27,500
資本剰余金	150,576
利益剰余金	106,206
自己株式	△ 625
株主資本合計	283,657
その他有価証券評価差額金	6,075
土地再評価差額金	△ 242
為替換算調整勘定	10
退職給付に係る調整累計額	1,146
その他の包括利益累計額合計	6,989
新株予約権	101
非支配株主持分	271
純資産の部合計	291,020
負債及び純資産の部合計	5,482,704

第４期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
経常収益		**82,616**
資金運用収益	**57,411**	
貸出金利息	43,992	
有価証券利息配当金	12,135	
コールローン利息及び買入手形利息	36	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	293	
その他の受入利息	953	
信託報酬	**56**	
役務取引等収益	**17,582**	
その他業務収益	**3,226**	
その他経常収益	**4,338**	
償却債権取立益	259	
その他の経常収益	4,079	
経常費用		**77,888**
資金調達費用	**3,386**	
預金利息	1,645	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	448	
債券貸借取引支払利息	1,140	
借用金利息	88	
その他の支払利息	61	
役務取引等費用	**3,473**	
その他業務費用	**2,935**	
営業経費	**61,235**	
その他経常費用	**6,857**	
貸倒引当金繰入額	1,480	
その他の経常費用	5,377	
経常利益		**4,727**
特別利益		**647**
固定資産処分益	647	
特別損失		**639**
固定資産処分損	444	
事業譲渡損失引当金繰入額	194	
税金等調整前当期純利益		**4,735**
法人税、住民税及び事業税	**1,107**	
法人税等調整額	**△61**	
法人税等合計		**1,045**
当期純利益		**3,689**
非支配株主に帰属する当期純利益		**12**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,677**

第４期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,500	150,733	104,574	△632	282,175
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		7			7
剰余金の配当			△2,078		△2,078
親会社株主に帰属する当期純利益			3,677		3,677
自己株式の取得				△38	△38
自己株式の処分		△5		44	38
子会社持分の変動		△158			△158
土地再評価差額金の取崩			32		32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△157	1,631	6	1,481
当期末残高	27,500	150,576	106,206	△625	283,657

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,166	△209	8	△2,216	748	95	337	283,357
当期変動額								
連結子会社株式の取得による持分の増減								7
剰余金の配当								△2,078
親会社株主に帰属する当期純利益								3,677
自己株式の取得								△38
自己株式の処分								38
子会社持分の変動								△158
土地再評価差額金の取崩								32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,909	△32	2	3,362	6,240	5	△65	6,181
当期変動額合計	2,909	△32	2	3,362	6,240	5	△65	7,662
当期末残高	6,075	△242	10	1,146	6,989	101	271	291,020

計算書類

第４期末 (平成30年３月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資　産　の　部)	
【流動資産】	**2,411**
現金及び預金	1,936
未収入金	32
前払費用	19
未収還付法人税等	405
仮払金	0
繰延税金資産	16
【固定資産】	**193,668**
【投資その他の資産】	193,668
関係会社株式	193,668
【繰延資産】	**44**
創立費	21
株式交付費	22
資　産　の　部　合　計	**196,124**

科　目	金　額
(負　債　の　部)	
【流動負債】	**121**
未払金	17
未払配当金	34
未払法人税等	18
預り金	3
賞与引当金	47
負　債　の　部　合　計	**121**
(純　資　産　の　部)	
【株主資本】	**195,900**
資本金	27,500
資本剰余金	166,491
資本準備金	56,219
その他資本剰余金	110,272
利益剰余金	2,535
その他利益剰余金	2,535
繰越利益剰余金	2,535
自己株式	△ 625
【新株予約権】	**101**
新株予約権	101
純　資　産　の　部　合　計	**196,002**
負債及び純資産の部合計	**196,124**

第４期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　　目		金　　額
営業収益		**3,301**
関係会社受取配当金	2,130	
関係会社受入手数料	1,171	
営業費用		**1,032**
販売費及び一般管理費	1,032	
営業利益		**2,269**
営業外収益		**0**
受取利息	0	
雑収入	0	
営業外費用		**34**
支払手数料	0	
創立費償却	14	
株式交付費償却	20	
経常利益		**2,235**
税引前当期純利益		**2,235**
法人税、住民税及び事業税	**47**	
法人税等調整額	**0**	
法人税等合計		**47**
当期純利益		**2,187**

第４期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,500	56,219	110,277	166,497
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	△5	△5
当期末残高	27,500	56,219	110,272	166,491

（単位：百万円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,426	2,426	△632	195,791	95	195,886
当期変動額						
剰余金の配当	△2,078	△2,078		△2,078		△2,078
当期純利益	2,187	2,187		2,187		2,187
自己株式の取得			△38	△38		△38
自己株式の処分			44	38		38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					5	5
当期変動額合計	109	109	6	109	5	115
当期末残高	2,535	2,535	△625	195,900	101	196,002

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　南　波　秀　哉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　窪　寺　　信　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部　恵　美　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　南　波　秀　哉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　窪　寺　　信　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部　恵　美　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年４月1日から平成30年３月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人が平成28年１月29日付で金融庁へ提出した業務改善計画の進捗状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載の子銀行の元行員による不祥事件については、内部管理態勢の充実・強化を図り、再発防止策に取組むことを確認しております。今後はその取組状況を継続的に注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月15日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ　監査役会

常勤監査役　片　山　寧　彦　㊞
常勤監査役　真　壁　幹　夫　㊞
社外監査役　稲　葉　喜　子　㊞
社外監査役　東　道　佳　代　㊞

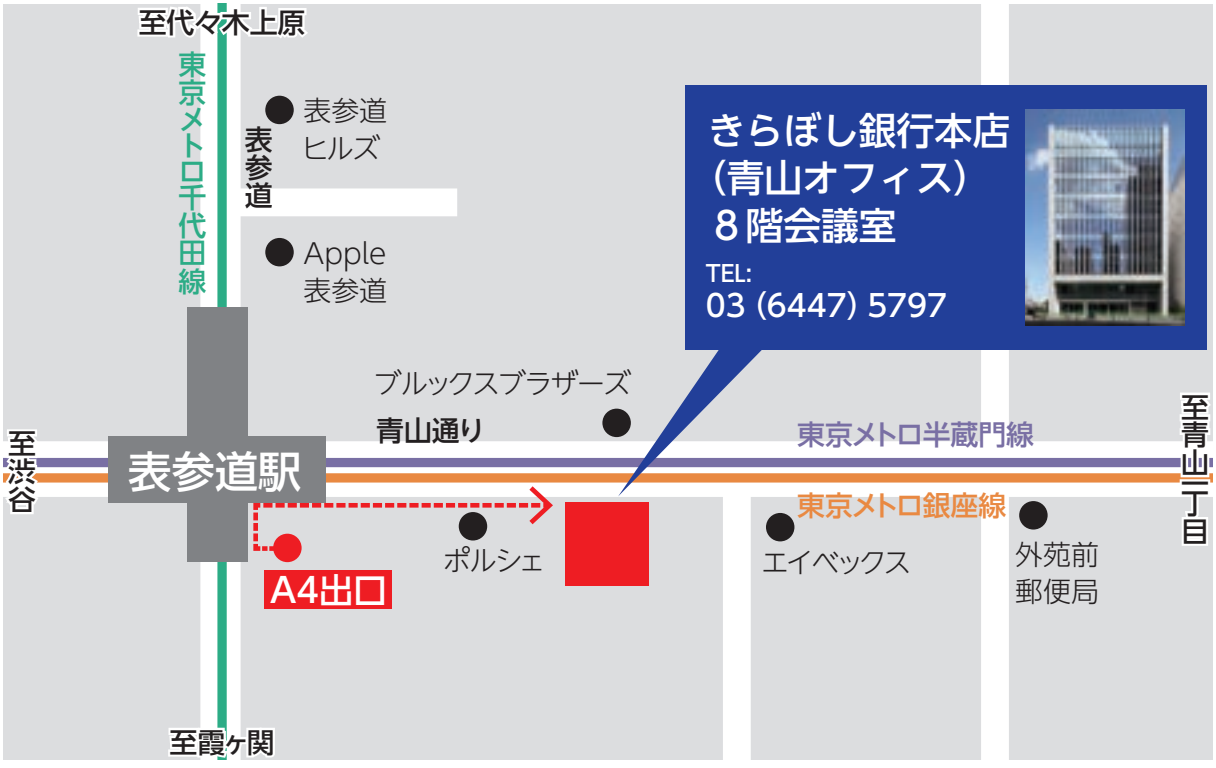
以　上

第４回定時株主総会 会場のご案内

会　場

きらぼし銀行本店（青山オフィス）８階会議室

東京都港区南青山三丁目10番43号



交通手段

東京メトロ

●銀座線 ●千代田線 ●半蔵門線 「表参道駅」 A4出口 より徒歩約３分

ご来場の際は**公共交通機関**をご利用くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会会場の変更について

昨年の会場より変更となっておりますので、上記の会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。